

環境配慮型融資促進利子補給金交付事業に係る
指定金融機関公募要領

1. 総則

「環境配慮型融資促進利子補給金交付事業」に係る指定金融機関の公募の実施については、この要領に定めるところによる。

なお、環境配慮型融資促進利子補給金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）その他の法令の規定によるほか、環境金融拡大利子補給事業費補助金（環境配慮型融資促進利子補給基金）交付要綱（平成 25 年 4 月 23 日付け環政経発第 1304233 号。以下「交付要綱」という。）及び環境配慮型融資促進利子補給金交付事業実施要領（平成 25 年 4 月 23 日付け環政経発第 1304234 号。以下「実施要領」という。）及び環境配慮型融資促進利子補給金交付規程（平成 26 年 5 月 1 日付日環協第 113 号。以下「交付規程」という。）の定めるところによる。

2. 事業の目的・内容

公益財団法人日本環境協会（以下「協会」という。）に設置された環境配慮型融資促進利子補給基金（以下「基金」という。）の取崩し及び運用による収入により、金融機関が行う環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資に係る融資に対し、その利息の一部（1%又は貸付利率の3分の2のうちいずれか低い方の利率を貸付残高に乗じた額）を利子補給することにより助成する事業である。

3. 応募資格

次に掲げる要件の全てを満たすことのできる金融機関とする。

(1) 次に掲げる金融機関であること。

- ① 銀行
- ② 信用金庫及び信用金庫連合会
- ③ 労働金庫及び労働金庫連合会
- ④ 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- ⑤ 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ⑥ 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- ⑦ 農林中央金庫
- ⑧ 株式会社商工組合中央金庫
- ⑨ 株式会社日本政策投資銀行

(2) 本公募要領別紙 1 に定める環境配慮型融資により、利子補給金の交付対象となる融資を行うこと（環境配慮型融資における審査及び評価については委託等によることも可能とする。）。

(3) 融資を受ける事業者（以下「融資先事業者」という。）が誓約する二酸化炭素の排出削減の達成について、確認を行う体制を有していること（委託等によることも可能とする。）。

(4) 融資資金の使途及び工事完了を確認する体制を有していること。

4. 応募にあたっての条件

(1) 環境配慮型融資の商品化は、採択決定の日からすぐに商品化することが可能であること。

(2) 誓約期間中に誓約の内容が達成された場合であっても、当該期間中は二酸化炭素排出量等の状況の把握を続けること。

(3) 環境配慮型融資、誓約達成の確認、資金使途及び工事完了の確認等の行為を、金融機関における支

店等が実施している場合は、本店の担当部局において、当該行為の内容、交付規程に規定する書類等について、適切に監督（協会に提出する書類の事前確認を含む。）する体制を整えていること。

(4) 交付規程の規定により様式を定めている書類のうち、金融機関から協会に提出する書類の作成にあたっては、金融機関の代表者名により提出すること。

5. 採択の審査及び結果通知について

審査スケジュール

応募後、次のとおり順次審査を実施。

(1) 書類審査

応募書類を査読し、別紙2に基づき、順次書類審査を実施。

(2) ヒアリング審査

必要に応じ、順次ヒアリング審査を実施。

ヒアリングを実施する場合は、あらかじめ、金融機関へ連絡する。

(3) 審査結果の通知

上記を経て、採択機関を決定。なお、結果（採択又は不採択）は、書面で通知する。

6. 応募書類の提出について

(1) 受付期間

平成26年5月8日（木）～11月28日（金）17時必着

（なお、上記締切の前でも、応募書類の受付後、指定金融機関の採択は順次行う。）

(2) 提出資料について

① 提出に際しては、本公募要領にて様式を定めているものは必ずその様式を使用すること。提出書類の用紙の大きさはA4版とし、可能な限り両面印刷とすること。

② 応募申請書及び添付書類については中央下に通しページを必ず付けること。

③ 応募に係る審査は、提出書類に基づき書面にて行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行う。適宜、具体的な数字や図表等を用いるなど、できるだけ分かりやすくすること。なお、審査期間中、必要に応じて追加説明資料の提出を求める場合がある。

④ 提出書類や追加説明資料等の用途は、審査目的に限定する。なお、提出書類等は返却しない。

<提出書類>

- ・ 応募申請書（様式指定）
- ・ 定款（又はそれに準ずるもの）及び登記事項証明書又は現在事項全部証明書の原本
- ・ 過去3年分の貸借対照表及び損益計算書（有価証券報告書等、ディスクロージャーの提出も可能だが、該当箇所に必ず付箋で年度を記載すること。）
- ・ その他参考となる資料（申請書の補足資料、環境配慮型融資による融資実績等）

(3) 提出方法

応募される金融機関は、提出書類及び添付資料の正本1部、副本1部（正本のコピーでも可）を上記期間に郵送にて提出すること（提出期限必着のこと）。封書の宛名面には、「環境配慮型融資促進利子補給金交付事業応募」と明記すること。

(4) 提出先及び問合せ先

応募書類の提出先及び問合せ先は下記のとおり。

〒103-0002

東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 馬喰町第一ビル9階

公益財団法人日本環境協会 担当：堀河
電 話：03-5643-6265
FAX：03-5643-6250
E-mail：keieikikin@japan.email.ne.jp

(5) その他

応募にあたっては、(http://www.jeas.or.jp/activ/prom_10_01.html) に掲載する「環境金融拡大利子補給事業費補助金（環境配慮型融資促進利子補給基金）交付要綱」及び「環境配慮型融資促進利子補給金交付事業実施要領」並びに「環境配慮型融資促進利子補給金交付事業交付規程」を必ず確認すること。また、同 HP に掲載する、最新版の「よくある質問と回答」を入手の上、不明な点がある場合は、上記問い合わせ先に電話、FAX 又は E-mail にて問合せのこと。

(別紙1)

公募要領3.(2) 環境配慮型融資の要件について

利子補給の対象となる環境配慮型融資とは、「経営全般事項」「事業関連事項」「環境パフォーマンス事項」の3事項により審査及び評価を行い、その評価結果によって金利を変更する融資制度をいう。3事項の具体的な内容は、以下に掲げる項目とし、金融機関の採択に当たっての審査基準は別紙2とする。なお、環境配慮型融資に係る評価のランク・評点及び金利優遇幅は金融機関が自由に定めてよいものとする。

なお、「エコアクション21認証・登録制度」に基づき認証を得た事業者に対する融資においては、エコアクション21の認証を取得するに当たって審査が行われている項目についての審査及び評価を簡素化して行うことができるものとする。

1. 経営全般事項

経営全般に関する事項として、以下の6項目を含む環境面での審査及び評価を行うもの。

- ①コーポレートガバナンス
- ②コンプライアンス
- ③リスクマネジメント
- ④パートナーシップ（社会貢献活動等）
- ⑤従業員への環境教育
- ⑥情報開示

2. 事業関連事項

事業に関連する事項として、以下の4項目を含む環境面での審査及び評価を行うもの。なお、②～④については、合理的な理由がある場合に限り、金融機関の任意によって、融資先事業者の業種に応じ項目の変更（削除を含む。）をすることができるものとする。

- ①設備投資
- ②製品・サービス
- ③サプライチェーンにおける環境配慮
- ④リサイクル対策

3. 環境パフォーマンス事項

環境パフォーマンスに関する事項として、以下の6項目を含む環境面での審査及び評価を行うもの。なお、②～⑥については、合理的な理由がある場合に限り、金融機関の任意によって、融資先事業者の業種に応じ項目の変更（削除を含む。）をすることができるものとする。

- ①地球温暖化対策
- ②資源有効利用対策（資源投入量、廃棄物等）
- ③水資源対策
- ④大気汚染対策
- ⑤化学物質対策
- ⑥生物多様性対策

(別紙2)

評価項目	要求要件	評価区分	得点配分			採点基準		基準点
			合計	基礎点	加点	基礎点	加点	
経営全般事項								
①コーポレートガバナンス	環境面におけるコーポレートガバナンスについて審査及び評価を行っている。	必須	25	15	10	評価項目についての審査及び評価がある。	環境問題に対するトップマネジメントによる責任体制の確立と、組織における環境配慮の取り組み（環境マネジメントシステムの取り組み状況等）について詳細に審査し、体制の整備状況の把握及び評価を行っている。	-
②コンプライアンス	環境面における法令遵守の状況について審査及び評価を行っている。	必須	25	15	10	評価項目についての審査及び評価がある。	組織における環境法令を遵守するための体制や遵守状況等について詳細に審査し、体制の整備状況等の把握及び評価を行っている。	-
③リスクマネジメント	環境面におけるリスクマネジメントの状況について審査及び評価を行っている。	必須	25	15	10	評価項目についての審査及び評価がある。	組織における環境面でのリスクマネジメント体制やリスクへの対応状況等について詳細に審査し、体制の整備状況等の把握及び評価を行っている。	-
④パートナーシップ	環境面における社会貢献活動等の状況について審査及び評価を行っている。	必須	25	15	10	評価項目についての審査及び評価がある。	組織における環境面での社会貢献活動や環境コミュニケーション、NGO・NPO等とのパートナーシップの状況等について詳細に審査し、評価を行っている。	-
⑤従業員への環境教育	従業員への環境教育の状況について審査及び評価を行っている。	必須	25	15	10	評価項目についての審査及び評価がある。	組織における従業員への環境教育の体制や状況について詳細に審査し、体制の整備状況等の把握及び評価を行っている。	-
⑥情報開示	環境情報開示の状況について審査及び評価を行っている。	必須	25	15	10	評価項目についての審査及び評価がある。	環境報告書の発行など、組織における環境情報（不利益情報を含む）開示の体制や状況について詳細に審査し、体制の整備状況等の把握及び評価を行っている。	-
事業関連事項								
①設備投資	設備投資における環境配慮の状況について審査及び評価を行っている。	必須	25	15	10	評価項目についての審査及び評価がある。	環境関連の設備投資費用や設備導入の際の環境配慮等、設備投資における環境配慮の状況等について詳細に審査し、評価を行っている。	-
②製品・サービス	製品・サービスにおける環境配慮の状況について審査及び評価を行っている。	任意	15		15	評価項目についての審査及び評価がある。	自社が供給する製品・サービスにおける環境配慮の状況（ライフサイクルアセスメントの実施や環境に配慮した製品やサービスを積極的に提供すること等）について詳細に審査し、評価を行っている。	-
③サプライチェーンにおける環境配慮	サプライチェーンにおける環境配慮の状況について審査及び評価を行っている。	任意	15		15	評価項目についての審査及び評価がある。	取引先に環境配慮を促す取り組みや、グリーン購入への取り組み状況、物流にかかわる環境負荷削減等、サプライチェーンにおける環境配慮の状況等について詳細に審査し、評価を行っている。	-
④リサイクル対策	使用済み製品のリサイクル・リユースの状況について審査及び評価を行っている。	任意	15		15	評価項目についての審査及び評価がある。	組織におけるリサイクル体制やリユースの状況等について詳細に審査し、体制の整備状況等の把握及び評価を行っている。	-

環境パフォーマンス事項								
①地球温暖化対策	温室効果ガス等の地球温暖化対策に資する環境パフォーマンスデータの把握について審査及び評価をしている。	必須	30	15	15	評価項目についての審査及び評価がある。	温室効果ガス排出量や総エネルギー投入量等の環境パフォーマンスデータの把握状況、及びその低減対策について詳細に審査し、評価を行っている。	-
②資源有効利用対策	総物質投入量・廃棄物等総排出量等の資源有効利用対策に資する環境パフォーマンスデータの把握について審査及び評価をしている。	任意	10		10	評価項目についての審査及び評価がある。	総物質投入量・廃棄物等総排出量等の環境パフォーマンスデータの把握状況、及びその低減対策について詳細に審査し、評価を行っている。	-
③水資源対策	水資源投入量・総排水量等の水資源対策に資する環境パフォーマンスデータの把握について審査及び評価をしている。	任意	10		10	適切な役割分担等により実施体制が構築されていること。	水資源投入量・総水量等の環境パフォーマンスデータの把握状況、及びその低減対策について詳細に審査し、評価を行っている。	-
④大気汚染対策	大気汚染物質の排出量等の大気汚染対策に資する環境パフォーマンスデータの把握について審査及び評価をしている。	任意	10		10	適切な役割分担等により実施体制が構築されていること。	大気汚染物質の排出量等の環境パフォーマンスデータの把握状況、及びその低減対策について詳細に審査し、評価を行っている。	-
⑤化学物質対策	化学物質の排出量等の化学物質対策に資する環境パフォーマンスデータの把握について審査及び評価をしている。	任意	10		10	適切な役割分担等により実施体制が構築されていること。	化学物質の排出量等の環境パフォーマンスデータの把握状況、及びその低減対策について詳細に審査し、評価を行っている。	-
⑥生物多様性対策	事業活動における生物多様性への依存状況及び影響の把握について審査及び評価をしている。	任意	10		10	適切な役割分担等により実施体制が構築されていること。	事業活動における生物多様性への依存状況、影響の把握状況、及びその低減対策について詳細に審査し、評価を行っている。	-
合計			300	120	180		採択基準点	200

- ・採択基準点を 200 点とし、基準点を超える申請者は採択とする。
- ・基礎点部分の採点は、評価項目における審査及び評価を行っている場合には、当該基礎点全部を得点とする。
- ・加点部分の採点は、配点 5 点の場合、採点基準に基づき、優； 5 点、良； 3 点、可； 1 点、不可； 0 点、の 4 段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。
- ・必須項目において、基礎点に「不可； 0 点」がある場合は、他の項目における点数に関わらず不採択とする。

(様式)

平成 年 月 日

公益財団法人日本環境協会 理事長 殿

住 所
金融機関名
代表者役職及び氏名 _____ 印

環境配慮型融資促進利子補給金交付事業に係る
指定金融機関の応募について

標記について、下記のとおり応募します。

記

1. 申請者の概要

- (1) 名称
- (2) 代表者役職及び氏名
- (3) 本社所在地、電話番号
- (4) 設立年月日
- (5) 役員氏名
- (6) 従業員数
(組合等の場合にあつては、専従役員数を記入すること。)
- (7) 資本の額又は出資の総額 (単位：万円)
(株式会社にあつては、受権資本の額及び払込済み資本の額を記入すること。)
- (8) 資本金又は出資金の構成 (単位：%)
(主な株式又は出資者の構成等を示すこと。)
- (9) 金融機関全体の組織図
(担当部課等の体制及び配置人数等を記入すること。)
- (10) 担当者氏名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス
※本社所在地と担当者の部署の住所が違う場合は、住所を記載してください。

2. 環境配慮型融資促進利子補給金交付事業に係る指定金融機関公募要領 3. (2) ~ (4) の条件を満たす融資制度・体制について

- ① 環境配慮型融資の方法・体制等と優遇幅について
- ② 誓約達成の確認方法・体制等について
- ③ 融資資金の使途及び工事完了の確認方法・体制等について

(注1) 上記融資制度・体制について説明してください。また必要に応じて根拠資料を添付。

(注2) ①の根拠資料については、本公募要領別紙1の項目を満たしていることが明確に分かるよう、適宜注釈を加える。

(注3) ②、③の根拠資料については、金融機関内のモニタリングや資金使徒の確認体制が分かる図などを作成。

【記載例】

(様式)

平成 26 年 xx 月 xx 日

公益財団法人日本環境協会 理事長 殿

東京都中央区◆◆1-1-1
株式会社●●銀行
代表取締役 ▲▲ ▲▲ 印

環境配慮型融資促進利子補給金交付事業に係る
指定金融機関の応募について

標記について、下記のとおり応募します。

記

1. 申請者の概要

- (1) 名称：株式会社●●銀行
- (2) 代表者役職及び氏名：代表取締役 ▲▲ ▲▲
- (3) 本社所在地：東京都中央区中央区◆◆1-1-1
電話番号：03-0000-0000
- (4) 設立年月日：1977 年 3 月 15 日
- (5) 役員氏名
 - 取締役頭取：●●●●
 - 取締役副頭取：●●●●、●●●●
 - 取締役：●●●●、●●●●
 - 監査役：●●●●、●●●●、●●●●
- (6) 従業員数：2,000 名
- (7) 資本の額又は出資の総額：200 億円
- (8) 資本金又は出資金の構成（単位：%）
 - 10.5%
 - 12%
 - 5%
- (9) 金融機関全体の組織図：別紙 1 参照
- (10) 担当者氏名：■ ■ ■ 部 ▼▼ ▼▼
電話番号：03-0001-0000
FAX 番号：03-0000-1111
E-mail アドレス：keieikikin@japan.email.ne.jp
担当者所在地：東京都中央区◆◆2-2-2

2. 環境配慮型融資促進利子補給金交付事業に係る指定金融機関公募要領 3. (2) ~ (4) の条件を満たす融資制度・体制について

※ 別紙に記載する方法でも可。

- ① 環境配慮型融資の方法・体制等と優遇幅について
 - ・ 環境配慮型融資の実施方法を記載。
 - ・ 上記の体制をフロー図等で記載。
 - ・ 環境配慮型融資の評価基準、評価項目、数及び点数、評価後の金利優遇のランク・点数がわかる一覧表を添付。（評価項目は必須又は任意項目であるかを記載すること。また、設問項目を本公募要領別紙2の項目で分類し、項目数及び点数を一覧表とすること。）
 - ・ この他に金融機関が作成している書類がある場合は添付。
（例：質問用紙、評価・審査を行うためのマニュアルなど。）

- ② 誓約達成の確認方法・体制等について
 - ・ 二酸化炭素排出量及び二酸化炭素排出原単位分母等の確認方法を記載。
 - ・ 上記の体制をフロー図等で記載。

- ③ 融資資金の用途及び工事完了の確認方法・体制等について
 - ・ 融資資金の用途等の確認方法を記載。
 - ・ 上記の体制をフロー図等で記載。